

ひとり親世帯臨時特別給付金

～ひとり親世帯を支援するため、給付金を支給します～

【基本給付】

対象 次のいずれかに該当する人

①令和2年6月分の児童扶養手当が支給された人

②公的年金などを受給しており令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止された人

※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回ること。児童扶養手当の申請をしていれば、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額または一部停止されたと推測される人も対象

③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている人

給付額 1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

【追加給付】

対象 ④上記、①・②の支給対象者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少している人

給付額 1世帯5万円

いずれも

申請 ①は申請不要、②～④は要申請（要件を確認したうえで支給）

申請期限 11月30日(月)まで

問合せ先 子育て支援課

※申請方法など詳しくはホームページ (<http://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/kodomo/kosodate/menu/kosodaterinjikyuhu/1594777865013.html>) をご覧ください。



新型コロナウイルス感染症の影響により 事業収入が減少した中小事業者のみなさんへ

固定資産税・都市計画税 新型コロナウイルス感染症の影響で、事業収入が減少した（*）中小事業者等が所有する事業用家屋および償却資産について、令和3年度課税分に限り、事業収入の減少割合に応じて固定資産税・都市計画税の負担が軽減されます。

対象 令和2年2月～10月までの任意の連続する3ヵ月間の事業収入が、前年の同期間と比べて30%以上減少している中小事業者など（大企業の子会社や性風俗関連特殊営業を営むものを除く。）

対象資産および期間 令和3年度課税分の事業用家屋および償却資産

※居住用家屋や土地は軽減の対象とはなりません。

事業収入の減少幅および軽減額

事業用収入の減少幅	軽減額
30%以上50%未満	2分の1
50%以上	全額

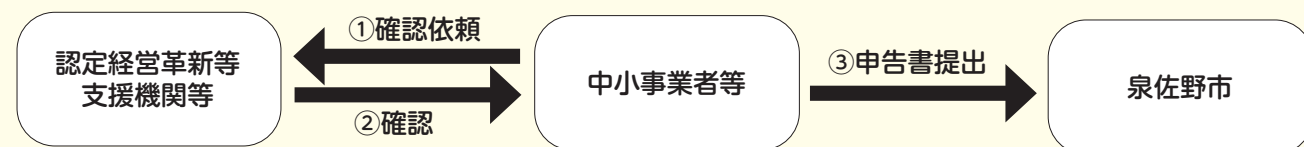
（*）中小事業者等とは…

法人 資本金または出資金の額が1億円以下・資本金または出資を有しない場合は従業員1,000人以下

個人 従業員1,000人以下

申請方法

事前に「認定経営革新等支援機関等」で申告書の確認を受けていただくことが必要です。



必要な書類

【共通】

● 特例措置に係る申告書の原本（認定支援機関の確認印が押されたもの）

● 収入減少を証明する書類（会計帳簿や青色申告決算書の写しなど）

※特例措置に係る申告書は市ホームページからダウンロードできます。

【償却資産について申告する場合】 令和3年度償却資産申告書、種類別明細書

【事業用家屋について申告する場合】

● 特例対象家屋の事業用割合を示す書類（青色申告決算書の写しなど）

● 特例対象資産一覧

● 不動産賃料の猶予の金額や期間などを確認できる書類（収入減に不動産賃料の「猶予」が含まれる場合のみ）

申告書の提出期間 来年1月4日(月)～2月1日(月)

※詳しくは市ホームページをご覧ください。

問合せ先 税務課



市ホームページ
QRコード

登録しませんか

ランニングパトロール

市では市内で地域の見守りをしながらランニングをしていただく、ランニングパトロール事業を11月1日より開始します。

希望する人は、登録制となっていますので手続きしてください。登録していただいた人には、市指定のランニングウェアをお渡しします。

対象 市内をランニングしながら、声掛け運動や見守り活動を行っていただける人または団体

登録方法 自治振興課窓口に据え付け用紙、またはホームページに掲載している所定の申請書に必要事項を記入のうえ、直接、自治振興課へ

※申請用紙はホームページ (<http://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/kyoudou/jichi/menu/bouhan/index.html>) からダウンロードできます。

ランニングウェアの受取 登録完了後、自治振興課でお渡しします。

※サイズはS、M、L、Oの4種類です。在庫の枚数により、後日お渡しがすることがあります。

問合先 自治振興課



▲ランニングウェア (イメージ)

マイナンバーカード (個人番号カード) 休日交付

マイナンバーカード (個人番号カード) の交付業務について、臨時で市民課窓口の休日開庁を行いますので、平日に来られない人は利用してください。混み合うことがありますので、時間に余裕をもってお越しください。

日時 11月15日(日) 午前9時～正午

場所 市役所1階 市民課

●マイナンバーカードの受け取りは本人のみとなっています。また、お渡しの際に、暗証番号の設定 (4回) をしていただきます。(事前に暗証番号を考えているとスムーズに交付できますので、ご協力をお願いします。)

●15歳未満の人および成年被後見人の人が、個人番号カードを受け取る際は、必ず本人と一緒に法定代理人の人がお越しください。

【持参していただく書類】

①市役所からの交付通知一式

②通知カード

③住民基本台帳カード (お持ちの人のみ)

④本人確認書類 (運転免許証、パスポート、在留カードなど官公庁発行の顔写

真付きの書類1点。これらを持っていない人は、「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載された書類のうち2点 (うち1点は健康保険証、年金手帳、医療受給者証のいずれかを準備してください。社員証、学生証、学校名が記載された各種書類、預金通帳などのいずれか1点)

【15歳未満の人および成年被後見人の人が来庁の場合】

①～④の他に、法定代理人の本人確認書類 (④に同じ) と戸籍謄本 (法定代理人が親権者の場合 [*1]) ・登記事項証明書 (法定代理人が成年被後見人の場合)

[*1] …法定代理人が本人と同一世帯かつ親子の関係を認めることができる場合または泉佐野市が本籍地の場合は不要

【代理人による受け取り】

●本人が病気、身体の障害、その他やむを得ない理由により、交付場所にお越しになることが困難な場合に限り、代理人にカードの受け取りを委任できます。その場合、本人確認書類・本人からの委任状・代理人の本人確認書類の他に、診断書・本人が施設などに入所している事実を証する書類を持参ください。

●仕事・学業が多忙なため本人が来庁できないといった理由は、やむを得ない理由と認められておらず、代理人による交付を行うことができません。

※マイナンバーカードの受け取りについて、上記の休日開庁および平日の市役所開庁時間内に都合がつかない時は、市民課まで連絡の上、相談してください。

問合先 市民課

